

国民健康保険税の 産前産後期間相当分が免除されます



子育て世帯の負担軽減、次世代育成等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の保険税を免除する制度が創設されます。

対象者

令和5年11月1日以降に出産した国民健康保険被保険者の方

※妊娠85日以上の出産が対象です。(死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合も含まれます)

受付期間・場所

令和6年1月から保険年金課で届出を受け付けます。出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
※令和5年11月、12月に出産の方も同様です。

必要書類

- 届出書
- 母子健康手帳など(出産予定日、出産日がわかるもの)

免除内容

- 「**出産予定月(または出産月)の前月**」から「**出産予定月(または出産月)の翌々月**」*相当分の保険税(所得割、均等割)が免除されます。※「産前産後期間」といいます。

3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後
		出産予定月		

◎多胎妊娠の場合は、出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち、**令和6年1月以降の期間分だけ**保険税が免除されます。令和6年1月より前の期間については、免除の対象とはなりません。

令和5年9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
		出産予定月			

例：令和5年11月に出産……令和6年1月分の保険税が免除
令和5年12月に出産……令和6年1月分・2月分の保険税が免除

届出・問合せ 保険年金課 ☎0297(21)2187